

令和８年度第３回農業委員会総会議事録

開会月日		令和8年6月25日（木）		開議の時刻		午前10時55分	
場 所		市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻		午後0時1分	
議 長		東松山市農業委員長 久保田 節子					
委 員 の 出 席 状 況							
農 業 委 員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要	
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席	
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃	
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃	
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃	
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃	
	6	藤野 香織	〃				
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要	
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席	
		武川 美江	欠 席		栗原 啓一	〃	
	大 岡	神庭 善夫	出 席		高橋 仟治	〃	
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	欠 席	
		中島 勇	〃		大塚 春夫	出 席	
	唐 子	小澤 謙一	〃		奥泉 隆	〃	
		戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃	
		長谷部 高治	〃				
議題等		・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他					
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議 事 参 与 者					
農業委員会事務局		氏 名	摘 要	農業振興課	氏 名	摘 要	
事務局長		須澤 理	出 席	主 任	長谷部 聡子	出 席	
副主幹		荒能 豊	〃				
主 任		福島 誠	〃				

議 案	議 事 顚 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 5 番 杉浦 勉 委員 7 番 鹿田 明 委員
	3 議 事	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について（松山地区・須長委員） 松山町 2 丁目在住の申請人（受人）から、松山町 3 丁目在住の申請人（渡人）が松山町 2 丁目地内に所有する農地（畑 1 筆）の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は住宅に隣接していて耕作を手伝っている農地を取得したいため、渡人は高齢で子供達も農業をせず、維持管理ができないためである。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について（松山地区・須長委員） 静岡県駿東郡小山町在住の申請人（受人）から、東京都東村山市在住の申請人（渡人）が大字市ノ川地内に所有する農地（畑 1 筆）の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は申請地の隣接地に母と居住して耕作したいため、渡人は高齢で都内在住のため通作できず、子供達も農業をせず、維持管理ができないためである。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について（大岡地区・高橋委員） 坂戸市在住の申請人（受人）から、熊谷市在住の申請人（渡人）が大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）の所有権を移

議案第 2 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件	転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は川島町・吉見町でイチジクを栽培しているが、東松山市でもイチジクを栽培したいため、渡人は農地を相続したが耕作できないためである。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について（唐子地区・荒川委員） 比企郡嵐山町在住の申請人（受人）から、比企郡嵐山町在住の申請人（渡人）が大字上唐子地内に所有する農地（畑 1 筆）の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は親族として農地を引き継ぎ維持管理するため、渡人は高齢により農業を行うのが困難なためである。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について（松山地区・須長委員） 坂戸市在住の申請人（受人）から、朝霞市在住の申請人（渡人）が大字松山地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について（松山地区・須長委員） 静岡県静岡市に所在する申請人（受人）としての法人から、大字野田在住の申請人（渡人）外 1 名が大字松山地内に所有する農地（畑 2 筆）を、現在太陽光発電設備工事の資材・車両置場として賃貸借権を設定し一時転用しているが、本体工事の遅延に伴い、資材・車両置場として一時転用する期間を延長するための申請がなされた。現地調査の結果、申請地は
--	--

	農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であり第2種農地と判断され、資材・車両置場の一時転用の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3番の申請について（松山地区・須長委員） 千葉県木更津市に所在する申請人（受人）としての法人から、大字松山在住の申請人（渡人）が大字松山地内に所有する農地（畑3筆）を、蓄電池用地に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であり第2種農地と判断され、蓄電池用地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 高橋委員より、蓄電池用地とはどのようなものか、との質問がなされた。 事務局より、コンテナのようなものの中に充電用のバッテリーを設置し電気を蓄えるもので、余剰な電気を蓄えて、必要な時に蓄えた電気を売電する事業の用地であり、市内では2か所設置済である旨の説目がなされた。 島田委員より、蓄電池施設は太陽光発電のしぼりが厳しくなってから、設置についての話を聞くことが多くなった案件。一番のリスクは火災と考える。東松山市の場合、太陽光発電施設は環境政策課により条例の縛りがあるが、蓄電池施設も同様に条例による縛りが必要と思われる、との意見がなされた。 久保田会長より、既存の蓄電池施設の設置場所は農地か否かの確認と、設置にあたり太陽光発電施設のような近隣住民への説明会は実施されないのかとの質問がなされた。 事務局より、既存の施設は農地に設置されたものではないことと、蓄電池施設について太陽光発電施設の条例は適用されないため、説明会の実施は必須事項ではない旨の回答がなされた。 島田委員より、蓄電池用地については不明な点や心配な点が多いが、本申請について東松山市農業委員会として農地転用の承認・不承認の判断をしなくてはならない。ただ、県に進達の際に条件を付してはいかかがか、との意見がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、周辺環境に悪影響が出ないように十分配慮することを条件とした上で、これを承認した。
--	---

	4 番の申請について（松山地区・須長委員） 大字松山在住の申請人（受人）から、大字東平在住の申請人（渡人）が大字東平地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であり第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5 番の申請について（松山地区・須長委員） 材木町在住の申請人（受人）から、大字市ノ川在住の申請人（渡人）が松山町 1 丁目地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であり第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 6 番の申請について（松山地区・須長委員） 狭山市在住の申請人（受人）から、松山町 1 丁目在住の申請人（渡人）が松山町 2 丁目地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であり第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 7 番の申請について（松山地区・須長委員） 大字市ノ川在住の申請人（受人）から、大字市ノ川在住の申請人（渡人）が大字市ノ川地内に所有する農地（畑 1 筆）を、進入路を目的として追認により転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は進入路として使用されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であり第 2 種農地と判断され、進入路の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。
--	---

	た。 8 番の申請について（唐子地区・荒川委員） 箭弓町 3 丁目在住の申請人（受人）から、大字下唐子在住の申請人（渡人）が大字石橋地内に所有する農地（畑 2 筆）を、専用住宅・道路後退用地に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であり第 2 種農地と判断され、専用住宅・道路後退用地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 9 番の申請について（唐子地区・荒川委員） 東京都世田谷区在住の申請人（受人）から、大字野田在住の申請人（渡人）外 1 名が大字石橋地内に所有する農地（畑 4 筆）を、専用住宅・道路後退用地に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であり第 2 種農地と判断され、専用住宅・道路後退用地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 10 番の申請について（唐子地区・荒川委員） 大字石橋に所在する申請人（受人）としての法人から、大字石橋在住の申請人（渡人）が大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）を、資材置場・駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であり第 2 種農地と判断され、資材置場・駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した 11 番の申請について（唐子地区・荒川委員） 東京都江東区に所在する申請人（受人）としての法人から、大字葛袋在住の申請人（渡人）が大字葛袋地内に所有する農地（畑 1 筆）について、現在橋梁工事の資材置場として賃貸借権を設定し一時転用しているが、工事期間の延長に伴い、
--	--

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件	資材置場として一時転用する期間を延長するための申請がなされた。現地調査の結果、申請地は資材置場として使用している。また、農用地区域内農地であるが、資材置場としての一時転用の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 12 番の申請について（高坂地区・鹿田委員） 高坂 4 丁目在住の申請人（受人）から、大字毛塚在住の申請人（渡人）が大字毛塚地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であり第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 13 番の申請について（野本地区・杉浦委員） 松山町 1 丁目在住の申請人（受人）から、大字柏崎在住の申請人（渡人）が大字柏崎地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であり第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について 議長は市農業振興課に説明を求めた。 市農業振興課から、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 戸井田委員より、現在大規模に農地を借りている法人が今回も新たに借りて耕作地を増やすようだが、管理しきれんのか、との質問がなされた。 市農業振興課より、以前から貸借の話が進められていた土地で、今回申請書類が整ったことにより申請がなされた。当
--	---

報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件 その他	該法人は今のところこれ以上耕作地を広げる予定はない、との回答がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。 なお、杉浦農業委員は当事者のため議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。 高橋（仟）推進委員は当事者のため意見を発言することはなかった。 事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。 報告第 2 号 農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、4 件を確認する。 農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 8 年 7 月 27 日（月） 午前 10 時 20 分～ 会 場 市総合会館 3 階 303 会議室 午後 0 時 1 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 8 年度第 3 回総会を閉じた。 以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和 8 年 8 月 25 日 議長 久保田 節子 委員 杉浦 勉 委員 鹿田 明
--	---